お知らせとお願い

納期限内の賦課金 納入にご協力を!

平成20年度賦課金をまだ納めていただいていない 方は、至急納入してくださるようお願いします。

どうしても納期限までに一括納付ができない場合 は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割 納入等のご相談をさせていただきます。

何のご連絡もないままに未納されますと、税金同 様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分を させていただくことになりますので、必ずご連絡下 さるようお願いいたします。

平成21年度より新たな償還金 軽減対策が始まります!



経営安定対策基盤整備緊急支援事業

この事業は、担い手への農地集積を促進すること により、現在償還中の借入金の利息分全額に対し助 成が行われるものです。

特に土地改良負担金償還平準化事業を実施し、 現在も償還を行っている地区については、無利子 で借り入れし償還を後年に繰り延べした分の利息 についても助成されるため、大幅な負担軽減が期 待されます。

今後、詳細が決まり次第、各地区の負担軽減のた め進めていきたいと考えておりますので、組合員の 皆様のご理解とご協力をお願いします。

このような時は手続きを お忘れなく!

農業委員会等の公共機関で手続きを行って も、土地改良区への届け出がなければ、土地 原簿や組合員名簿等の台帳の修正、賦課金の 変更は行われませんのでご注意ください。

①組合員資格等に変更があったとき

☆農地の移動、組合員の名義変更等

②農地を転用するとき

☆道路等公共用地の買収や宅地へ変更

③土地改良施設を使用するとき

☆農道・水路等を農作業以外で使用 ☆水路への合併処理浄化槽の排水放流

契約期間は5年間ですので、経過した場 合は更新が必要です。

④賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指 定口座番号を変更したとき

上記届け出に関わる用紙は、改良区事務 所にございますが、ホームページよりダウ ンロード (pdf) することがができます。是

非、ご利用 ください!



❖編集後記❖

皆様にとって身近で親しみのある区報にしていき たいと思います。

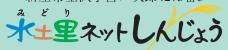
ご投稿を心よりお待ちしており ます。詳しいことは、総務課へお 問い合わせください。

第24号

平成21年3月1日

発行所

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3



TEL.0233-22-3588 FAX.0233-22-2335 URL http://midorinet-shinjo.jp